

太平洋広域漁業調整委員会
第5回太平洋南部会議事録

平成15年2月25日
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成15年2月25日(火) 10:00～

2 開催場所

霞が関東京會館 シルバースタールーム

3 出席者

(委員)

外記栄太郎、本城康至、橋ヶ谷善生、迫間虎太郎、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、鈴木徳穂、長島孝好、山本正喜、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、澁川弘、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

靄田義成 中央水産研究所海区水産業研究部長

三谷卓美 中央水産研究所黒潮研究部資源評価研究室長

(水産庁)

高柳充宏 資源管理部管理課長

小松正之 増殖推進部漁場資源課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

取香諭司 資源管理部管理課資源管理推進室TAC班課長補佐

福田安男 資源管理部沿岸沖合課底びき班課長補佐

楠富寿夫 増殖推進部漁場資源課調査企画係長

宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

狹間徹 増殖推進部漁場資源課漁海況係長

丹羽行 瀬戸内海漁業調整事務所長

大田浩二 瀬戸内海漁業調整事務所調整課長

平松大介 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官

石山靖幸 九州漁業調整事務所資源管理計画官

久田幸一 北海道漁業調整事務所長

松本孝幸 北海道漁業調整事務所資源管理係

4 議題

(1) 平成15年度資源回復計画関係予算について

(2) 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の進捗状況について

(3) マサバ太平洋系群資源回復計画等について

(4) その他

5 議事内容

開 会

○齋藤管理課課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第5回太平洋南部会を開催します。本日、委員定数22名のところ、過半数を超える18名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第5条に基づき本部会が成立していることを御報告いたします。それでは、澁川部会長、議事進行をお願いいたします。

澁川部会長

おはようございます。本日はお忙しい中、委員の皆様を初め御来賓の方々におかれましては御出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、太平洋南部会におきましては、昨年9月17日に開催されました第4回太平洋南部会において当南部海域における「第2期資源回復計画対象魚種候補・優先順位について」、「伊勢湾・三河湾のトラフグに対するTAEの設定方向について」などの審議を行いました。第2期の対象魚種としては、伊勢湾・三河湾の資源回復計画について小型底びき網漁業の他の関連漁業の取り込みを行うこと、キンメダイについては、横断的な調査体制を水産庁が音頭をとって県と協力して構築し、知見の集積に努めることとされたわけでございます。

また、2番目の伊勢湾・三河湾のTAEにつきましては、資源回復計画と合わせてTAEを設定することが承認され、昨年11月に行われた水産政策審議会の答申を受けて基本計画が決定され、本年10月より実際の運営を開始することとされているわけでございます。

本日の部会におきましては、初めに平成15年度の資源回復計画関係予算、昨年8月に公表された伊勢湾・三河湾の資源回復計画の進捗状況について事務局より説明を頂戴したいと思います。その後、現在主に北部太平洋まき網漁業協同組合連合会において検討が進められているマサバ太平洋系群資源回復計画について、事務局より説明を頂戴し、御審議をいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります前に本日、水産庁から高柳管理課長にお越しいただいておりますので、あいさつをいただきたいと思います。

高柳管理課長

ただいま御紹介がありました水産庁管理課長の高柳と申します。本年1月から水産庁管

理課長を拝命いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

本日、太平洋広域漁業調整委員会第5回太平洋南部会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御参集いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。皆様御案内のとおり、資源回復計画については平成13年度より取り組みが始まっており、平成16年度までには50種程度の魚種の中から、条件の整ったものについて逐次策定に着手となっております。そろそろその半ばにかかるころというふうに考えております。

平成13年度から検討を始めた5計画のうち、伊勢湾・三河湾の資源回復計画など3計画、5魚種を策定・公表しております。また、残り2計画につきましても、昨日太平洋北部会で審議され、沖合性カレイ類の資源回復計画につきまして最終案を御承認いただきまして、近日中に公表する予定となっております。また、マサバの資源回復計画につきましては、本年夏ごろを目標にして計画の策定に取り組むこととなっております。また、平成14年に取り組んでいる魚種については、関係する部会で検討が進められている状況となっております。

策定されました資源回復計画の状況でございますが、まず当部会で管轄しております伊勢湾・三河湾につきましては、昨年、トラフグの漁は良好であったということでございます。また、瀬戸内海のサワラ及び日本海西部のズワイガニにつきましても、漁獲量の増大が見られると聞いておまして、いずれの計画につきましても関係者の協力を得ながら概ね順調に進んでいると承知しております。

資源回復計画の実行につきましては、水産庁としても、休漁に対する支援について各種の支援策を用意しておまして、強力にバックアップしていきたいと考えております。後ほど事務局から御説明申し上げますが、平成15年度からは、公共事業の中に資源回復計画の実施に伴い、休漁する方々につきまして漁場保全事業を行うといった新たなメニューを立ち上げております。こういった事業を積極的に御活用いただき、また資源回復計画の推進を図っていただければと考えております。

現在、水産庁におきましては、水産基本計画の着実な実施に向けた組織的な対応を図っていくために、新水産政策推進本部を設置しております。この中に水産業の構造改革部会を置き、資源回復計画の着実な推進や実行ある資源管理について検討を行っております。このような中、資源回復計画の着実な推進につきましては、本南部会が役割を十分果たすことが資源の管理のみならず本海域の今後の水産業全般の発展につながるものと考えております。このため、委員各位の御活躍を期待するとともに、このような重大な責務を果たすことに対し、心より敬意を申し上げます。

最後になりますが、本日の議題につきまして御熱心な議論を賜りますよう心よりお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

澁川部会長

続きまして、資料の確認に入るわけですが、事務局より説明願います。

齋藤管理課課長補佐

では、事務局より資料を確認させていただきます。まずは議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿と事務的な資料が続いております。そして、資料1番として予算の資料となっております。資料2番目が伊勢湾・三河湾の資源回復計画の進捗状況について、資料3がキンメダイの調査体制について、資料4が太平洋マサバの資源回復計画について、資料5が太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画、資料6としてサワラの瀬戸内海の取り組みについて、そして最後に、参考資料として鯨類と漁業の競合に関する決議となっております。また、TACとTAEの対象魚種についてのパンフレットと冊子を委員のお手元にお配りしてあります。

以上ですが、特にないものございましたら事務局の方にお申しつけください。よろしいでしょうか。

議事録署名人の指名

澁川部会長

それでは、これから議事に入りますが、後日まとめられる本部会の議事録署名人を選出したいと思っております。このことについては、部会事務規程第11条にございますように、部会長から2人以上を指名することになっておりますので、私の方で指名させていただきます。これまで、名簿の順に従って指名いたしておりますので、今回の部会議事録の議事録署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から迫間委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から山本委員のお二方をお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議題1 平成15年度資源回復計画関係予算について

澁川部会長

それでは、議題の1番でございます。「平成15年度資源回復計画関係予算について」でございます。

資源回復計画におきましては、漁獲努力量の削減などの資源回復措置を実施するに当たって、漁業経営にとって大変重要な措置がこの財政支援であろうと思われまます。それでは、事務局より説明をお願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料1番の「資源回復（漁獲量増大）のために講じるべき施策と関連・支援

措置」、この資料を使って説明させていただきたいと思います。

平成 15 年度の予算ですが、全体的に非常に厳しい財政の中で、要求に当たりましては財務省の方にも、資源管理というものは国が講じていかなければならない施策ということで、ある程度の理解を示していただきまして、増額できるものは増額して、新たに講じなければいけないものは新たに対応してということで、いろいろな施策を準備させていただいたところでございます。

まず 1 ページの表ですが、大きく分けて 2 つあります。すなわち資源回復措置ということで、これは実際に資源回復計画に基づく休漁や減船を行った場合に対する実際的な支援措置といったものでございます。そして、もう一つが関連・支援措置といたしまして、これは側面的支援措置と申しますか、資源回復計画をつくるための漁業者協議会の開催の経費を助成するなどの予算となっております。

この表は大変字が細かくて恐縮なんですけれども、いろいろ書いておりますが、細かい説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして、2 ページ目以降、特に資源回復計画にとって関連の深い予算について詳しく説明していきたいと思います。

2 ページ目の資源管理体制・機能強化総合対策事業ですが、これは前回の部会で説明したとおり、内容についてはほぼ変わっておりません。これは見た目全く新規というふうに見えますが、これもほとんどが平成 14 年度からの継続事業ということで、従来の事業を新たに整理して 1 本にまとめた事業となっております。

2. 事業内容ですが、(1) 番として資源管理に必要な情報の提供ということで、これは資源管理に必要な海況情報を調査して漁業者の方々等に情報提供を図ります。

(2) 番として多元的な資源管理型漁業の推進とありますが、これもこれまで実施してきている資源管理型漁業を量・質・コストを総合的にとらえてやっていこうという事業でございます。また、新しい内容としては、漁協による資源管理・営漁指導指針の策定というものを盛り込んでおります。これは漁業の区域内で魚の価格、コストなど、そういった総合的な改善を図って最も効率のいい生産方式を漁協の指針として示すというものでございます。こういった新しいものに取り組みまして、前年度予算からプラス 5,000 万ということで、約 2 億円の予算となっております。

(3) 番として広域的な資源管理への協力、で資源回復計画の作成及び普及の推進ということで、これも平成 14 年度からの継続事業ですが、資源回復計画作成のための漁業者協議会などに対する助成となっております。また、ここで新しい取り組みとして、本年例えばサワラですと 4 月から、本部会の管轄しております三河湾・伊勢湾の資源回復計画ですと、10 月から T A E 制度の実際の運用が開始されるところですが、T A E の報告・集計・管理体制の整備を図っていくことが新しい取り組みとして盛り込んでおります。

番として漁獲可能量の適切な管理、これは T A C の報告の集計体制の整備ということ

でございます。

続きまして、3ページ目に参りたいと思います。資源回復推進等再編整備事業となっておりますが、これは資源回復計画に基づく減船に対する助成措置となっております。全体予算は若干下がっているところですが、資源回復の減船については、あくまでこの事業の中の一つのメニューとなっております。ほかのメニューで若干整理している関係上、全体予算が下がっているということでございます。

続きまして、4ページ目の資源回復計画推進支援事業ですが、これは括弧して「拡充」となっておりますが、これは資源回復計画に基づく休漁、漁具の改良などに対する支援を行う事業ということで、平成14年度から講じているところでございます。昨年度の4億円から平成15年度は6億円と、当然資源回復計画は計画数が増えてきますことから、増額して措置したということでございます。

ただ、これについては昨年度の予算を使っていたところが少なかったということで、その中でも増額ということで認めていただいたところですが、今後こういう予算を使っていけないとそれがそのまま次の予算にはね返るといこともございますので、ぜひともこういった予算の積極的な活用をお願いしたいと考えております。

続きまして、5ページ目ですが、資源回復支援基盤整備事業（新規）となっております。これが管理課長のあいさつでも触れさせていただきましたが、平成15年度の目玉的な予算ではないかと考えております。つまり、資源回復計画に基づき休漁している漁業者を活用して、公共事業である漁場環境保全事業を行う。具体的には、ごみ掃除や海底耕うんを行う事業でございます。

これについては、現在水産庁の計画課を中心として関係県と事業のヒアリングを行っているところでありますが、具体的な事業の実施の目処が立ったところが今のところないということで、ちょっと遅れている状況にあります。この理由として考えられるのは、まず初年度ということはありませんが、県の公共事業の担当の方が難色を示しているということがあります。

なぜ難色を示すかという理由ですが、この手の公共事業の保全事業については、これまで例えば耕うんした漁場面積や回収したごみの量に比例して、これをやればやるほど漁獲量が増大していくという形で効果を算出してきているところでございます。つまり効率的に土木事業を行えば事業量に比例して効果が上がることから、どうしても土木的な効率を追求してしまうこととなります。こういう考え方に立ちますと、どうしても工事専用船を使うことになって、小さくて土木的な効率が劣る漁船の活用に県の公共担当が難色を示しているという理由があるようです。

このような考え方をいたしますと、魚が無限にあることを前提とすれば、漁場改良さえすれば即漁獲増につながっていくことになるんですが、実際には増えた魚を直ちに獲ってしまえば効果が続かないということで、やはりその後のしっかりした管理が必要ではない

かと考えております。このため資源回復支援基盤整備事業の新規事業においては、事業実施後の資源管理効果、つまり資源回復計画の効果についても事業効果として算出することとしております。

今後、計画課を中心として、資源回復効果を具体的にどうやって費用対効果の算出につなげていくのかということや、休漁する漁船を利用する契約がやりやすいように事業の有効な整備を進めていくこととしております。また、本事業を起債対象とすべく現在総務省に対しても要求中でございますので、関係する県におかれましては、本事業を積極的に活用することにより資源回復計画の推進につなげていただければというふうに考えております。

最後に、6ページ目の我が国周辺水域資源調査等推進対策事業ですが、これについては資源管理の基本となる資源調査を独立行政法人の水研センターで行っていただくということでございます。

こういった予算を総合的に活用していきながら資源回復計画を着実に推進していきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、総額 153 億弱という大きな予算であります。その中で公共予算を 94 億計上されておまして、資源回復計画の休漁対策を新たに盛り込んだということでもありますけれども、難航しているという説明でございました。しかしこれは 15 年度予算の目玉でありまして、漁船の有効活用が少なくとも休漁対策に結びつき、資源回復措置を助長し、推進していくことは間違いありませんので、ぜひともいい展開があればと期待されるところであります。

さて、たくさん説明がありましたけれども、本件について御質問ございますか。いかがでしょうか。どうぞ、鈴木さん。

鈴木徳穂委員

一点お聞きしたいと思います。財政が大変なところ本当に御苦勞様でございます。4ページの休漁にかかわる予算ですが、これが 14 年度はまだ終わっていませんが、一応 4 億円をこれから休漁が増えていこうからということで 6 億円に増額していただいたという御説明でございましたが、この 4 億円に対して実績はどのぐらいになるかわかるでしょうか。あるいは、今後休漁が増えていくということは積算上どういうものを具体的にというか、今計画している中でどのようなことを想定して増やしていくというか、予算を取っていただいたのでしょうか。

齋藤管理課課長補佐

まず 1 点目の 14 年度の見込みですが、こちらの方は瀬戸内海のサワラが先発している関係で、こちらの方で主に休漁に係る経費ということで、概ね 5,000 万くらいということ

です。4億円のうちの5,000万ということですので、余り使ってなかったということです。平成15年度は、今後いろいろな計画が出てくるということで、計画の中で休漁しているもの、それからこれは日本海西の方ですが、漁具改良を行うもの、そういったものを総合的に積み上げて金額を積算しております。

鈴木徳穂委員

ありがとうございました。

議題2 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の進捗状況について

澁川部会長

それでは、議題の2番目でございます。昨年8月に公表されました「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料2を使いまして説明させていただきます。それぞれ資源回復計画に書いてあります項目について、これまでどのような措置が行われてきたかについて説明していきたいと思います。

まず、最初に一番中心となる漁獲努力量の削減措置です。(1)番の小型魚の水揚げ制限ですが、トラフグについては、伊勢湾において9月1日から10月31日までの間、三河湾においては9月1日から9月30日までの間、小底による全長25センチメートル以下のトラフグの水揚げを行わない。マアナゴについては、10月1日から11月30日までの間、これも25センチメートル以下のものを水揚げしないという内容になっております。

実施状況ですが、それぞれの県で関係する漁協へ確認したり、水産試験場が市場調査を行った結果では、トラフグの水揚げ制限は徹底されていて、実際の市場においても、トラフグが出回ることはなかったということです。括弧書きで「トラフグの加入状況も悪かった模様」ということで、実際に小型のトラフグが出回ることもなく、この回復計画に基づく措置は守られたということが言えるのではないかとということでございます。

ただし、マアナゴについては、三重県の一部市場で制限サイズ以下のものが出回ったとの情報がありました。これについては、どこで漁獲されたのか、どの漁業種類によるものか等は全く不明ですので何とも言えないところですが、ただ、本資源回復計画を効果的に実施していくということから見れば、今後、これも資源回復計画に載っておりますが、漁業種類の拡大の措置が必要になってくるのではないかとということでございます。

また、小型魚放流措置を含めた資源回復計画全体の取り組みについて、全漁連の方でポスターを作成して、両県の関係漁協に配布して、資源回復計画のPR等に努めております。

2番目は漁具の改良ということで、資源回復計画の中では、小型魚保護の観点から、ど

のような漁具をつくるかを直ちに検討して、計画期間内に改良漁具の導入を行うというふうにされており。

実施状況ですが、愛知県においては、民間メーカーと意見交換、協議を行っております。今現在は効果や改良点等について具体的な方向性は決まっておりませんが、来月の7日には漁業者協議会を開催しまして、漁具改良の可能性について広く検討していくこととしております。

三重県においては、今現在どのような改良漁具を開発すべきか検討中となっております。

3番目にシャワー施設の導入でございます。シャワー施設については、水温の高い夏季の再放流魚の生残率を高めるために、導入を図っていくとされており。

2ページ目にいきまして、実施状況ですが、愛知県においては、昨年夏に2隻の漁船にシャワー設備を導入して試験を行いました。今年の春以降また試験を再開して詳しいデータをとって、その後具体的な事業量を決めていくことにしております。

三重県については、昨年はいろいろなデータ、基礎的な知見を収集しており、今後、先進地の視察等を実施して、具体的な事業量を決めていきたいとしております。

(4)番の休漁期間の設定ですが、休漁期間の設定が資源回復計画の柱となっておりますが、資源回復計画の中では、伊勢湾海域において2月を休漁し、これにあわせて海底清掃等の漁場環境改善への取り組みを行うとされており。

実施状況でございますが、休漁措置については、支援事業の実施が前提条件となっていたわけでございますが、平成14年度の休漁について、三重県については、先ほど説明しました資源回復計画推進支援事業のうち休漁漁船活用事業を検討したところですが、県財政の方から「資源回復は漁業者のために行うものであって、ダイレクトに漁業者の休漁部分までみることはできない」ということと整理されまして、こちらの支援事業による県の予算が確保されておりませんでした。しかしながら、三重県では系統関連事業の実施状況等を踏まえまして、関係漁業者が最終的に判断し、休漁を実施しております。ただし、愛知県においては、8月に計画を策定し、その後県予算を講じる時間的余裕がなかったことから予算の対応ができなかったということで、休漁を実施しておりません。つまり平成14年度、今年の2月については、三重県では休漁は実施しましたが、愛知県では休漁は実施しなかったという状況となっております。

来年度、15年度以降の休漁措置については、愛知県、三重県とも資源回復支援基盤整備事業、公共事業の休漁船の活用で休漁を行って、かつ海底清掃を行っていくことを検討中でございますが、まだ具体的な目処は立っておりません。

なお、今年三重県のみが休漁を実施したわけですが、同じ伊勢湾で片一方の県が実施して片一方の県が実施しないということになると、どうしても流通関係業者から見ると休漁した県の流通関係業者は魚が扱えないということで、今後において支障が生じることも考えられることから、両県同時に実施することが必要ではないかということでございます。

これは先ほどの説明でも申しましたが、水産庁としても公共事業を組み立てておりますので、ぜひともこの事業を活用して今年度の休漁の実施を行っていただきたいと考えております。

次に参りまして、2. 資源の積極的培養措置で、トラフグの種苗の放流状況です。これは資源回復計画では、静岡県、愛知県、三重県においてトラフグ種苗の放流を行うこととなっております。放流実績については表のとおりとなっております。

3番目の漁場環境の保全措置ですが、漁場環境の取り組みについては、休漁措置とあわせて、先ほど申しました公共事業の実施等を検討となっております。

3ページに参りまして、漁業種類の拡大が先の部会でも方針として承認されているわけですが、この中でアナゴ籠漁業について、資源回復計画への参加を検討中ということで、具体的には愛知県については、3月上旬にアナゴ籠漁業者協議会を開催して説明することとなっております。三重県については、重要漁業でもあるアナゴ籠漁業は、どの漁協にどのような漁業者がいるのかまず実態を把握したいということで、調査中となっております。

5番のT A Eの設定でございますが、先の部会でトラフグの小型魚の禁漁明けに設定することを説明させていただきましたが、資源管理法に基づきますと、こちらは水産政策審議会の諮問事項となっていることから、昨年11月に水政審に諮問して基本計画に乗せたということでございます。

具体的には表のとおりでございますが、これについては実際の漁協から聞き取った数字、過去の実績を積み上げた数字を載せてあります。

最後に今後の課題ですが、公共事業等を活用した休漁支援措置の実施により、確実に伊勢湾の2月の休漁に取り組むことが挙げられます。更には漁業種類の拡大として、フグ延縄、船曳網等の漁業をどうやって取り込むか。これは伊良湖水道のトラフグ産卵場の保護をどういうふうにするのか。また、船曳網で獲れているアナゴの小型魚の保護を具体的にどういうふうに行うかということにつながってくると考えております。

参考までに、昨年12月までの小型底びき網の漁獲動向を載せてあります。トラフグについては具体的な数字はないんですが、好漁であった模様ということです。参考までに三重県のフグ延縄の漁獲量について、12月までの速報値を挙げておりますが、平成元年の180トンに次ぐ139トンということで、史上2番目の水揚げであったということでございます。

また、アナゴ、シャコについては、平年並みの漁獲量であったと推測されております。事務局からは以上でございます。

澁川部会長

ありがとうございました。

さて、今の説明で、休漁については、国の支援予算は確保されたものの、県予算のフォローができなかったということで、支援措置がまだ未確定であることはまことに残念であ

ります。平成 15 年度より新たに計上された公共事業による休漁対策を活用し、愛知及び三重については、積極的に予算措置を講じて対応をお願いしたいというのが私どもの気持ちでございます。ぜひとも、計画で決定された休漁措置の実現に向けて御対応をお願いしたいと思っております。

ただいまの説明で御質問等ございませんでしょうか。どうぞ、植野委員。

植野委員

県の財政当局が、資源回復というのは漁業者のために行うものであって休漁分まで見ることはできないという言い方に対して、これは資源回復計画の根幹である休漁支援を今後の確にやっていく各県のためにも、何か理論武装が必要じゃないかという気がします。具体的には難しいんでしょうけど、国の指導なりいろいろな形での支援策が相まってやらないと、各県とも実施は頓挫するような気がするんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤資源管理推進室長

今の植野委員の御指摘を踏まえて、引き続き関係県に働きかけをしたいと思ひますが、これについては今どの県も大変財政が悪くて、職員の給与すらカットするという状況で、新規予算は特別のものでない限り、原則だめだということが多い。これは県の方も御努力して、恐らく財政の担当者も本来なら予算を付けたくても付けられないような状態だからこういう言葉が出たと思うんですが、基本的に私どもは資源回復計画というものをなぜ必要としてきたか、そのために何を用意したかということ、一つは、みんながこういうテーブルで話し合う場所がなかったので広域漁業調整委員会をつくりました。もう一つは、幾ら理屈はわかっていても現実の経営に対する支援がなければ取り組めない。この現実問題に対処するために支援制度をつくりました。

我が国では資源管理の裾野は大変広いものがあります。その中で何としてでもこれをやっていこうということで、財政的に支援措置を付けるという前提で資源回復計画を組んであります。もちろん財政の範囲内という前提はありますが、そもそもそういうものは漁業者が負担すべきだということで、16 年間資源管理型漁業をやってきて、成功したものもありますけれども、それでは限界がありました。それを打破するためにこういう施策を打ち出している以上は、私どもとしては付けるという前提で計画を組んでいますということで、これは間違わないでください、必ず財政課に言うときには、資源回復計画に取り組むということはその出口で必ず支援措置が、もちろん合理性がある範囲、予算の範囲はあるにしても、最初からそれは皆さん自分のためですというものもいっぱいあります。もちろんそれが基本になっていますけれども、私の方からは県の担当者の方に、そういうふうに言われても言い返してくださいとお願ひしています。もちろん基本的にはいろいろな県で予算を付けていただいている事実もありますので、これは特別の事例ではないかと思ひますが、そういう基本的スタンスは、財政が厳しい中においても考え方を变えるということとはした

くないと思います。

澁川部会長

さて、それでは先へ進めます。

前回の部会では、第2期の対象魚種の進め方について審議されたわけでございますけれども、伊勢湾・三河湾の資源回復計画の漁業種類の拡大について先ほど若干説明がありました。その他の魚種の進捗状況についてはどうなっているか、説明をお願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは事務局より説明したいと思います。先の部会において承認された方向に向かって現在作業を進めているところですが、トラフグについては、アナゴ籠といったものについてやっているということで、先ほど説明したとおりでございます。

それから、キンメダイについてですが、キンメについては資料をちょっと用意しましたので若干説明したいと思います。資料3番の「キンメダイの調査体制構築に向けての取り組み状況」ということですが、先の部会で決定した方針としては、現段階では資源状況や再生産機構がどういうふうになっているかというのが現段階では不明ということもありまして、直ちに資源回復計画の対象魚種とする必要性は薄いということでした。ただし、キンメについては重要魚種でもありまして、引き続き資源動向を監視するとともに、資源の生態的構造はどういうふうになっているかを早目に解明する必要があるということが基本的な考え方でありまして、

そして対応方向ですが、これは(2)番で書いてありますが、キンメダイの資源調査を行う関係者をまたがる横断的な枠組みを構築して、調査を行っていきます。そして資源回復計画の対象とするかどうかについては、資源回復計画策定の最終年度となる平成16年度までにおいて、そこで明らかにされた知見、その時点での資源状況等から、再度検討するということとされております。

こちらの対応方向に従いまして、2. 現在までの取り組み状況ですが、まずキンメ資源管理担当者会議を開催しております。これは昨年の12月に開催しておりますが、キンメを漁獲している主な関係県の行政及び水産試験場の担当者、そして中央水研の各部、それから水産庁の関係各課が集まりまして検討した結果、まずこういった都県や水産研究所が参加して、研究体制を構築することについて基本的に了解いただきました。そして今後の進め方につきまして、既存データの整理をしていこうということを決めております。

そして(2)番に具体的に何をやっているかということですが、調査の第一歩として、各都県で今までキンメに関するデータが集積されているわけですから、こちらの方と、また、それに基づいてキンメの再生産機構、生態的な構造はどういうふうになっているか、各都県がそういった構造について仮説を立てていただきまして、それを中央水研の黒潮研究部の方で整理して、調査の方向性や具体的にどういう調査をするか検討するというふうにしております。

こちらの方の作業について中央水研が整理しておりまして、これについて間もなく結果が出てまいりますので、第2回目のキンメ担当者会議を今週の27日に開催して、中央水研が整理したものと、今後どのような調査を実施するというものを検討することとしております。キンメについてはそういった状況でございます。

最後に豊後水道、日向灘のトラブグでございますが、これについては隣接海域の瀬戸内海、必要であれば九州西海域の取り組みと歩調を合わせて、資源回復計画の取り組みを進めていくこととしております。

事務局からは以上です。

澁川部会長

ありがとうございました。

特にキンメについては、2回目の担当者会議を近々催すということでもありますから、少なくとも今までの調査結果のデータの集積、今後の調査の展開等徐々に進みつつあるという印象であります。御質問ございませんでしょうか。

外記委員

先ほど伊勢湾と三河湾の小型底びきの環境整備の話が出ましたけれども、これについては、せっかく休漁されている漁船を使って自分たちの操業している環境を整備することによって資源を回復するということは、私たちが考えますと一石二鳥の大変いい仕事ではないかと思うんです。ただ、専門の工事船を使ってこれをやった場合には、幾ら海底を清掃しても全く誰も知らないところでやりますから、そうではなくて、本当にその海を使う漁業者が自分の手で海をきれいにするということは、将来とも非常に大事だと思います。

先ほど大分の委員さんの方から提案がありましたけれども、県の方がこれの予算を付けられないという事情はわかりますけれども、やはり両県の県民の税金を使うことで資源回復をするということは非常に大事だと思いますから、これはぜひとも県の方にも納得していただいて、せっかく1カ月休漁する間に、漁師も手をこまねいて陸にいることは非常にもったいないと思いますから、できるだけそういうことを続けていくように水産庁の方も県の説得についてお願いしたいと思います。

澁川部会長

お話を承りました。他に御意見等ございますか。

議題3 マサバ太平洋系群資源回復計画等について

澁川部会長

それでは議題の3番ですが、「マサバ太平洋系群資源回復計画等について」ということであります。これまでの水産庁の説明では、マサバの太平洋系群については、卓越年級群の保護が資源回復を図る上で、最大の効果を上げることから、卓越年級群の発生が確認さ

れた時点で、遅滞なく資源回復計画を策定・実行するということです。

マサバについては、昨年 12 月に一時的に漁獲量が増大したことから、卓越年級群が発生したのではないかと指摘もございましたが、今後の取り組みの方向について、その後調査船の開洋丸を出されたという話も伺っております。その辺も含めて事務局に説明をお願い申し上げます。

取香管理課課長補佐

それでは、私の方から太平洋系マサバ資源の資源回復について説明させていただきたいと思えます。資料については資料 4 を用意させていただいております。

今部会長の方から御説明いただきましたように、マサバ資源については、卓越年級群の発生という生物的に非常に特徴的な性格を持っております。これを有効に活用して、今の非常に低い資源水準を回復したいということで従来から説明させていただいておりますが、その後水産庁の関係各課及び業界の一部代表者等と中身について話し合いを進めてまいりまして、考え方及び取り組み方向について一定の方向性がまとまりましたので、それを資料としてまとめさせていただきました。具体的な実施時期については、今後更に広く関係者の方と協議して進めていきたいと思っておりますが、基本的な取り組みの考え方及び今後のスケジュールについて資料に基づいて説明させていただきたいと思えます。

まず、基本的取り組みの考え方ですが、先ほど来説明させていただいておりますように、太平洋のマサバ資源については卓越年級群が数年間隔で出てくるということで、これをとにかく利用することが大きなポイントになると思えます。ちなみに近年ですと、92 年、96 年のときに卓越年級群が出ております。イメージ的に数字を挙げさせていただきますと、平年の新規加入というのは 5 ～ 6 億尾ぐらいでしたが、92、96 については、その数倍の 30 から 50 億尾程度の非常に高い加入が推定されております。こういったものが数年間隔で出てきますので、これを利用したいということです。

一方、漁獲状況を見ますと、過去 78 年がピークだったんですが、約 150 万トンぐらいの漁獲量がありましたが、近年は非常に低く 10 万トン以下ということで、80 年ごろをピークに徐々に下がってきています。この下がってきている部分を卓越年級群を利用して資源回復を図りたいということです。

一つは、80 年ぐらいのピークに比べて今は非常に低い水準にあるということで、いろいろ検討した結果、1 回の卓越年級群ではとてもその水準まで持って行くのは難しいということで、何回かの卓越年級群を利用して、徐々に資源の水準を上げていきたいと考えております。また、マサバについては非常に幅広く消費されていることもありまして、一方で漁業から見ると非常に重要な魚種であるということで、これについて漁業経営に及ぼす影響も鑑みて、マサバの資源回復計画については、複数回の卓越年級群の発生を利用して、段階的に向上を図りたいということを経営的取り組みの考え方としております。

これを具体的にどのような形で取り組んでいくかについては、今までの経験から申しま

すと、数年に1回ということで卓越年級群が出てきておりますが、これをかなりの精度であらかじめ予測することは難しいということがございまして、一つはタイミングを逸することがないようにあらかじめ取り組み方針について枠組みを定めておきたいということでございます。とりあえず今の段階としては、当面5カ年間の期間を実施期間として、その中での取り組みを卓越年級群の発生前にあらかじめ決めておきたいということでございます。

中身については大きく分けて2段階ございます。まず最初は、卓越年級群が発生したときに未成魚を保護するというところでございます。この未成魚については、主として北太平洋水域で操業する大中型まき網漁業において、漁獲努力量の削減に取り組んでいただきたいと思っております。

この段階で保護された未成魚が3年、4年たちますと、成魚になってきます。そうすると今度は成魚、産卵親魚の方をいろいろな漁業で利用しているので、かつまた資源が回復するに従って生息範囲についても、通常ですと拡大してくることになると思います。そうなったときに海域についても北太平洋から更に広げていく必要がありますので、まず第一段階の未成魚保護、引き続いてそれが成魚になった段階の保護ということで、水域の拡大及び大中まき網以外の漁業者による取り組みを進めていきたいと考えております。

こういった形で当面5カ年間の計画を考えていきたいということですが、このポイントとなる卓越年級群の発生については、過去の経験から申しますと数年間の間隔で出てきているのですが、その時期及び規模については、実際に出てみないとわからないということもございまして、また、数回の卓越年級群を利用して徐々に資源水準を上げていきたいということもございまして、この第一段階の実施による回復状況を見つつ、実際に出たときの発生時期なり発生の規模を含めて更に検討して、引き続き次期の計画取り組みについても検討していきたいと思っております。

こういった基本的な取り組みの考え方に基づいて、今後具体的な中身、実施内容等について関係者の方と協議していきたいと思っております。

繰り返しになりますが、計画作成に向けた手順とスケジュールで、未成魚保護に関する具体的な取り組みについて、これを多く利用されている北部まき網漁業者を主体とした関係漁業者等と協議を進めていきたいと思っております。

更に、これが3年、4年たった段階で産卵親魚になるということで、その産卵親魚を利用されている関係漁業者と協議を進めていきたいと思っております。また、先ほど説明させていただきましたように、分布回遊水域も広がってくると思っておりますので、海域を広げることとして、広く協議していきたいと考えています。

こういった協議を踏まえまして、実際の中身等について今後詰めてまいりまして、一応本年夏ごろまでには資源回復計画の作成・公表が可能となるように協議を進めてまいりたいと考えております。

澁川部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明で御質問等ございませんか。どうぞ、外記委員。

外記委員

この資源回復計画の中の「大中小型まき網漁業以外の漁業者」という表現があります。それから、2の(1)にも「まき網漁業者を主体とした関係漁業者」という表示がございます。(2)に「関係漁業者」という表現がされておりますけれども、現時点で具体的に、この「関係漁業者」はどんな方を対象にしていらっしゃるか教えていただきたいと思いません。

取香管理課課長補佐

正確には太平洋系マサバを利用している方ということで、例えば漁獲統計などを見ますと、サバのたもすくい網、定置や中型まき網漁業があります。今後、関係する漁業者についても一つの検討課題ですが、今申しましたようにサバのたもすくい網や中型まき網など、そういったところになると思います。

澁川部会長

本城委員どうぞ。

本城委員

基本的取り組みの考え方という御説明で、一般論としてはこういう話になるだろうと思います。ただ、この中でちょっと伺いたいのは、今卓越年級をつくるであろうと考えている、あるいは見ている産卵群はどこに分布している産卵群を言っているのか。それから、その主たる産卵場は量は少ないんでしょうけれども、どこにあるのか。それを水産庁としてはどういうふうに理解しておられるのか、ちょっと御説明いただきたいと思いません。

澁川部会長

では、小松課長の方からお願いします。

小松漁場資源課長

92年と96年に卓越年級群が出たわけですね。2000年の年級群もその可能性があるのではないかと思われましたが、必ずしもそういうふうな状況ではないようです。それから、開洋丸をこの1月に常磐沖にイワシとサバの調査に出しましたが、昨年の状況よりはいいようです。少しずつ回復しておりますが、卓越年級群と呼べるような状況ではありません。ですから、過去の結果から見ると、4年ないし5年の周期で最近は出てきていますから、期待というのはありますけれども、今の状況から見ると卓越はいません。

本城委員

ありがとうございます。親魚の卓越年級をお聞きしたんじゃないんで、もう量は少ないんです。少ないんですけども、この卓越年級群を北部太平洋系群の再生産機構の中で非常にポイントを置いていらっしゃるわけですから、今少ない中でとにかく再生産しているわ

けですね。だから、再生産している親は今どこに分布しているのか、あるいは別の言い方をすれば、その産卵場はどの辺ですかということを知っているわけです。

小松漁場資源課長

産卵場は大体奄美大島の北から伊豆まで広範に分布しておりますが、要するに例年に比べて密度が薄いわけです。これはイワシでもそうなんですけれども、余り産卵親魚が見つからないという状況であります。もちろんこの産卵親魚が索餌回遊すると太平洋の北の部分に行きます。この繰り返しをします。ですから今は、今存在する産卵親魚を可能な限り保護する。それから、出てきた稚魚は可能な限り保護するという単純な構図が資源回復には一番、漁業経営は抜きにして科学的に見れば有効だということです。

本城委員

わかりました。今の話は水研の研究者と話し合わないといけない話かもしれません。ただ、私の感触としては、とにかく今のわずかの漁獲ですけれども、北部太平洋で獲っているマサバの未成魚は、どこから供給されたものかというのが一番問題です。資源が小さくなれば、当然かつてのサバの漁場の推移のように産卵群も北に変わります。昭和 29 年には北海道の石狩湾で産卵があったぐらいですから、親魚が小さくなれば、そういう経過をたどっていくと思います。北の産卵群に期待する限り、なかなか大きな再生産機構が生まれるとは考えられません。

今お話があったように、私も関東水域から南の水域で、方々でぼつぼつと小さな再生産の様子はどう現れるか、これが決定的な情報だと思います。というのは、マイワシの昭和 47 年級群、49 年級群が生まれてきたプロセスがそういうわけです。津軽海峡から東北の沖に出たマイワシの成魚群が主たる再生産を担ったわけではなくて、本州西方水域に生まれた小さな集団からの集積された再生産が大きな資源を生んできた。恐らくマサバもそういうプロセスを通るんじゃないかというのが私の個人的な推察です。ですから、マサバの太平洋系群の再生産を考える場合には、西の方の情報を水産庁としてもよく把握するようにしていただきたいと思います。マサバの再生産のプロセスはマイワシと違って初めての経験ですから、この機会にいい情報を集めて御検討いただけるとありがたいと思います。

以上です。

澁川部会長

どうも貴重な御意見ありがとうございました。

水産研究所から人が見えていますので、何かコメントはありますか。

三谷資源評価研究室長

中央水産研究所黒潮研究部の高知から参りました三谷でございます。

今委員の方から貴重な御意見をいただきましたけれども、私どもも水産庁の御指示、あるいはそういうものをもとにいたしまして、産卵状況調査も黒潮域を含めてやらせていただいておりますので、そういう産卵親魚を年々モニタリングさせていただいております。

今後もそういうものについては継続させていただければと考えております。

澁川部会長

そういうことですが、ほかに御意見ございませんか。

では、私の方から一つ、資料4の1の(3)のところに、「卓越年級群の発生のタイミングを逸することがないよう」という表現があるんですが、タイミングを逸することがないようにというのは、どんなことを想定することになるのか、もうちょっと具体的にお話いただけませんか。

取香管理課課長補佐

このところについては、実際どのような形で漁獲努力量を制限していくかということにつながるんですが、今とりあえず内々検討させていただいておりますのは2つありまして、1つは、ある程度基礎的というか、当然未成魚の保護を図ればある程度の効果が出て、それが実際卓越年級が出るときにはね返るといふ、まず出ても出なくてもある程度のものについては準備的な段階として一定の保護をしたいということと、実際に今度卓越年級群が出たときに保護するという、とりあえずはその2段階的なものを考えております。それについてはまた今後関係者の方と協議させていただきたいと思っております。

ですから、まず計画期間の中において一定の漁獲量削減を行いたいと思っております。更に、実際出たと、これは具体的に出たというのは、今お話がありましたように各調査の方でも調べていただくということですが、端的に現れてくるのは漁獲に現れてきます。ですから一定の漁獲量に達したときに、それをもって例えば休漁する。もう少し具体的に言わせていただければ、それぞれ想定される月ごとの漁獲量がありますので、例えば想定される漁獲量を見て、これは卓越が出たというような漁獲があれば、それを踏まえて翌日とかその後何日間かは休漁という形で考えております。繰り返しになりますが、そういった形で2段階のものをあらかじめ想定しておこうということです。

澁川部会長

ありがとうございました。

いかがですか、ほかにございませんか。外記委員どうぞ。

外記委員

漁業経営に与える影響が大ということですが、広域委員会ができて2年経過しておりますけれども、いまだにサバ資源回復については、きちとした先が見えないというふうに考えております。それで、千葉県は釣りでサバを獲ってございましたけれども、御案内のとおり熱海調整会議からいろいろ漁業調整をやりましたけれども、結果的にマサバが全滅の状態になりまして、千葉の船は現在3隻残っております。この3隻も風前の灯火というふうな格好になっております。

今回、水産庁の方もたくさんメニューをつくっていただきましたけれども、具体的にサバの資源回復について、恐らく現段階は休漁をどうしようかということで考えていらっし

やるんじゃないかと思えますけれども、例えば一つには減船という方法もございますが、今の漁場というのは飽くことのない科学の進歩によりまして、全く 24 時間魚を寝かせない状況の中で魚を追っているということで、今の設備の場合には簡単にサバの資源回復はできないと実は考えております。

どちらにしても、例えば現段階で大中型まき網の減船に手を挙げている方がいるのかいないのか、それをまず一点お聞きしたい。まき網の場合はほかの漁業と違って、恐らくサンマのような休漁といっても、間引きの状況の休漁になるのではないかと思うんです。また、環境保全といいましても、まき網がそういうことができるような業種ではございません。このメニューの中からいって、実際にまき網がそういう格好で資源回復に協力しようということがないのではないかというふうに私は考えているんです。休漁ということは、きちっと一定の時期休漁になればまた休漁に対する国の支援も出てくると思いますが、何かこのメニューを見た段階で、余りまき網の方が喜ぶようなメニューはないのではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

まず、今減船の要望があるのかどうかということでございますが、少なくとも具体的な減船の船名が挙がり、具体的に減船したいというのはお聞きしておりません。ただ、減船というシステムはこの5カ年なりその後にあってその漁業経営が、昨日の北部会でもこういう質問があったのですが、要するに経営上この資源回復計画についていけないと、そういう場合にはそういう制度を残しておかなければいけないと思います。

それから、休漁でございますが、その前に我が国においては浮魚を狙って、かつ大規模な漁業で努力量削減をどういうふうに組み立てていくかというのは実は一回も今まで本格的にやったことがないわけです。しかし、私どもは今研究所や漁業現場に詳しい事務局の人を入れて検討しているんですが、このぐらいの量であればこのぐらいの努力量がかかるというのは、ある程度の過去の例を見ますと、一つの式に乗るぐらい正確にある程度の努力量が推定できます。そういう形の中で、底魚と違いますので、ある程度押さえなければ、休漁のやり方をきめ細かく修正したり。例えば時化ばかりのときは、何もしなくても休漁しているわけですから、その場合は実際に休漁を緩くする。時化がなくて出漁日数が多そうなときは追加休漁する。そういう形で海にいる船の動かし方をきめ細かに調整していくと、これは資源管理に有効なものになるのではないかというものを我々は今検討中であります。

ですから、外記委員の方のいわゆる別に獲られている関係の漁業者にも直ちに今、本当は親から獲っているから親は全部やめてくださいというのが一番いいんですけど、それはちょっと無理だということです。ですが、このストーリーとしては小型魚保護はやります。この小型魚保護はどういうことでやっていくかというのは、当然御説明に回ります。この説明に回る段階で、御意見があればお聞きしたいと思います。基本的には私どもは大中

型まき網の皆様の御理解が得られる範囲内でやっていきたいと考えています。

もちろん支援措置についても、休漁支援について、確かにごみ掃除をまき網船で云々というのはありません。係船休漁といいまして、船が完全にとまるものについても、過去の5年のうちの3年の平均をとってその期間、例えば休漁する時期に過去どういう水揚げがあったかの実績をもって、その64%の3分の1を国、3分の1を県、自己負担が3分の1とする休漁支援措置もあります。もちろん負担の問題はありますけれども、これは用意しておりますので、ですから、支援措置がないということではありません。

澁川部会長

外記委員から、随分調整に御苦労されたという話がありました。私も当時それに携わりましたが、ただ、当時からすると明らかにそれなりに知見も集積されまして、このような回復計画で具体的にこうしよう、それもこういう相談の場があります。その辺は随分進んだのではないかと思います。ただ、この後の実践ですが、それは今の話のように着々と準備を整えておられるということですから、そこに期待して様子を見るということではないでしょうか。

外記委員

あの当時は資源に対する考え方は水産庁には全くなかったというふうに私たちは思いました。というのは、国民により多く魚を食べさせることが水産庁の仕事だというふうな考え方で、私たちはそういう目で水産庁を当時見ておりました。結果的には、マサバが全くいなくなった海になったというふうに思います。

澁川部会長

いやいや参りました。まさにそうだったですね。漁業調整のために、ただ徹夜して、疲れ果てるまでやったと、こういう記憶がメインでありましたから。

ところで、大分時間が経過しました。マサバ太平洋系群の資源回復計画の取り組み方をまとめてみますと、三つの点になろうかと思います。一つ目は、卓越年級群の保護を目的として、とりあえずは太平洋北部海域において操業する大中型まき網の具体的な取り組みを検討する。二つ目は、卓越年級群が成長した段階での産卵親魚の保護を目的として、資源の回復状況などを踏まえながら、対象水域の南部への拡大や、外記委員からお話がありました、まき網以外の漁業者への取り組みを検討する。三つ目は、資源回復計画については、今年の夏ごろまでに作成・公表が可能となるようにこれらの協議を更に具体的に進める、こういうふうに理解しているわけです。

当初は、北部まき網さんは御苦労でありますけれども、中心となって卓越年級群保護のための大中まきの具体的な取り組みを検討し、取り組みが決まり次第、産卵親魚の保護のための大中まき以外の漁業種類の取り組みや南部水域の取り組みについて協議する、こういうことになろうかと思います。具体的な取り組みの実施時期や、大中型まき網以外の漁業、南部への対応、どの程度資源回復計画に書き込むかということは、これからの協議次第で

検討することになるかと思えます。

以上のようなとりまとめの方向でいいですか。小松課長さんどうぞ。

小松漁場資源課長

これには水産庁の中で若干意見が異なりますが、卓越があろうとなかろうとこれをやってほしいということです。要するに卓越があるかないかは今の状況では関係ありませんので、ということです。

澁川部会長

今の意見で非常に重要なのは、小松課長のところは開洋丸を早速派遣してくれたところでありますから、その支援体制、調査体制に依存するところ大であります。漁業者の操業と官公庁船の調査船の動員、この辺が相まって進んで行くということでありますけれども、要すれば実践が必要になっていくということだろうと思えます。そういう意味での発言というふうにとらえさせてもらいます。

さて、次でありますけれども、太平洋北部部会、昨日の午後ここで開催されました。太平洋北部部会で検討を継続していた沖合性カレイ類についての資源回復計画の最終案が固まったようでございます。これについて事務局より説明をお願いします。

寺谷企画調整係長

水産庁管理課の寺谷と申します。太平洋北部の資源回復計画を担当しております。よろしく申し上げます。

ただいま部会長の方からお話がありましたが、昨日開かれました第4回の太平洋北部部会で、太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画案の御承認いただいたということで、本日は南部会の方にも若干関係してくる部分が出てきましたので、御報告と計画の内容について御説明したいと思います。

まず、太平洋北部の沖合性カレイ類という言い方をしてございますが、基本的には資料5の1番の冒頭のところに書いてございますけれども、青森県から茨城県までの北部太平洋海域の沖合で沖合底びき網漁業、それから、小型機船底びき網漁業が利用している底魚類について、多くの魚種が漁獲量が減少していることや対象とする魚が減ったことによって、ほかの魚の方に対象が移ってくるという状況が見られておりまして、底魚類の多くについて資源状況が悪化しているという実態にございます。

そういった中で特に減少の著しいサメガレイ、キチジ、あと漁獲量的には近年一時増えたんですけれども、漁獲物の組成が小型魚主体ということで、今減少傾向にありますヤナギムシガレイ、キアンコウ、これら4魚種を重要魚種という形で太平洋北部海域の底魚資源全体の底上げを図りたいというのが本計画でございます。

資源の状況については、3ページの方に漁獲量のグラフがございましてけれども、サメガレイについては、70年代後半あたりをピークに現在非常に少ない状況で、実際これを狙って獲っているような状況には現在ございません。ほとんど混獲という形で漁獲されている

のが実態でございます。

その下のヤナギムシガレイでございますが、こちらについては 90 年代後半に何回か卓越年級群が発生して漁獲量が急激に増えたわけですが、こちらも漁獲物の主体が未成魚でかなり比重を占めておりまして、現在急激に減少しているところでございます。

4 ページの方にキチジとキアンコウの漁獲量のグラフがございますが、キチジについてもサメガレイ同様非常に悪くなってきています。キアンコウについては、こちらはヤナギムシガレイと同じような傾向にございますが、90 年代後半はやはり急激に伸びているんですが、漁獲物の方が未成魚主体ということで、今落ちてきている状況にございます。

次にこれら太平洋北部の底魚類の関係漁業でございますが、こちらについては 5 ページの上に表がございます。太平洋北部で操業している沖合底びき網漁業、青森県から千葉県までの沖合底びき網、それから、青森県はキチジ、サメガレイが主に対象になりますが、青森県の小型機船底びき網漁業、それから、福島、茨城県の小型機船底びき網漁業、これらが対象魚種を獲っているメインの漁業となっております。

そういった中でこういった漁獲努力量の削減措置を講じていくかということですが、いろいろ検討してきまして、当初水産庁の方からは、たたき台として 2 ヶ月なり 1 ヶ月の休漁が必要ということも出したんですけども、実際問題、市場へ与える影響や経営への影響が非常に大きなものがあること、また目合いの拡大についても、具体的にどういう目合いが適正かという部分かわからない点と、ヤナギムシガレイ、キアンコウについては網ずれに弱いということで、余りこの魚種の場合はなじまないということもございまして、最終的には保護区を設定していくことが基本となっております。

こちらについては、一番最後の 2 ページに図がございますけれども、まずサメガレイ、キチジについては、漁獲されている時期が、1 年のうちの 2 ~ 3 カ月に非常に集中していることから、漁獲の集中期について 2 カ月間保護区を設定するという内容で、一番最後の見開きのページの図の左側に「サメガレイ・キチジ保護区」とございますけれども、青森沖、岩手沖、宮城沖 3 カ所について、それぞれ 2 カ月間の保護区を設定することとしております。この時期については、漁獲される時期が北ほど遅れる傾向があることから、それぞれ漁獲が集中される時期、宮城沖では 2 月、3 月、岩手沖は 3 月、4 月、青森沖については 5 月、6 月のそれぞれ 2 カ月間保護区を設定するという内容となっております。

また、ヤナギムシガレイ、キアンコウについては右側の方に図がございますけれども、こちらは先ほど御説明したように小型魚の漁獲比率が高いということ、あと改良漁具もなかなか難しい中で、生まれた稚魚がある程度の大きさになりまして、網の中に入ってくる時期が大体 4 月ごろから入ってくることから、4、5、6 の 3 カ月間保護区を設定するという内容で、ヤナギムシガレイ、キアンコウの保護区については、福島沖に 1 カ所、一番上のところですが、それから茨城沖に 2 カ所、計 3 カ所について 4 月 1 日から 6 月 30 日までということ保護区を設定するのが基本的なところでございます。

ただし、1枚前に戻っていただきまして、11ページのところに保護区の設定内容ということで海域や期間について詳細に書いてございますが、この中で下から2番目、これは茨城県の北部の保護区になるんですけれども、こちらについての具体的措置内容は、ほかの保護区が左記の期間、海域で操業を行わないとなっている中で、ただし書きとして、6月1日以降については、スルメイカを対象とする操業については、別途関係者と協議して決めた条件を定めて操業を認めるというような計画内容になっております。

ただし、昨日の北部会の中で千葉県沖底も、こちらは太平洋北部の方で操業している中で、茨城県の南部の保護区については、茨城県北部の保護区同様、6月はスルメイカの漁場になっているということで、ここの北と南の取り扱いを同様の取り扱いにしてほしいという要望がございました。その中で茨城県の意見として、この北部の6月のイカの取り扱いが、関係漁業者と何度も協議していった中で、ぎりぎりの妥協点ということで出てきたものですから、ここで南部も同様の取り扱いということになると、そもそも保護区の設定という話が瓦解しかねない状況もあるということで、昨日の北部会の中で、水産庁の考え方として、回復計画の中としてはこのように茨城県北部の6月のイカの取り扱いについてはしますけれども、實際上今年の漁期については、極力操業しないでほしい。極力しないように要請するというので、北部も南部も4、5、6の3カ月間の保護区の設定という形をとりたいと。ただし、その中でも非常にスルメイカが底びき網漁業でウエイトが高くなっております。そういった中でやむを得ず入るようなことがあった場合については、そもそも回復計画、今のスタート時点では強制規定も決めてございません。そういったことで強制的にとめられないというような状況がございますけれども、極力こちらについては、3カ月間保護区という形で進めたいと考えております。

そういった調整をしている中で出てきた意見として、千葉県の地先の海面についても同様に千葉県の沖底の方にいろいろお話を伺ったんですが、その中で千葉県の沖合についても同様の取り組みを今後検討していく必要があるのではないかという意見もございまして、そうなりますと今後の話になってきますが、こちらの太平洋南部会にも関わってくるような形になる可能性も出てくるということで、本日については、太平洋南部会でも昨日の北部会の結果を御報告という形で説明いたしました。

以上でございます。

澁川部会長

ただいま事務局より説明がありました。この保護区の設定については、最終合意に時間を要したということでございます。相当長い間の水産庁佐藤室長の行脚もあったというふうに聞いております。その結果がこのようになっているわけでございます。これは昨日部会で一応成案を見たわけでございます。これは先に私が感触を申し上げた方がいいかと思っておりますけれども、幾つかの回復計画を手がけてきておりますが、資源管理措置の実現の努力は相当な時間をバックにして、関係者の努力が一定の形をなしていくわけでありませ

れども、この委員会としては、その努力に敬意をまず表さなければならないだろう。そして、委員会としてはその内容を支援する方向で協議していく。それが委員会の役割ではなかるうかというふうには私は考えております。

後ほど瀬戸内海区のサワラ資源の資源回復計画の進捗状況について瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽所長さんから経過の報告がございますけれども、サワラの計画についてもそうございました。隣接海域は、少なくとも当該海域で努力された結果について、これを支援していく。その協力を惜しまないという態度で臨むことも基本的な私どもの役割ではないか。加えて、他の海域の努力に対しては、少なくとも同等以上の努力を払う方向で対応しなければならないのではないかと。これが少なくとも今置かれた私どもの日本周辺の漁業、あるいは資源の置かれている状況の中で、より先進的な対応ではないか。これまで多くの漁業調整問題がございましたけれども、単に漁業調整で終わるのではなくて、資源を回復させるという中で私ども新しい役割を担って討議を進めているわけですから、少なくとも一歩前へ進むという方向の中で対応されなければいけないと思います。

実は外記委員さん、私も昨日北部会のこの話の中でそのようなことを含めた発言をしました。底びきの代表の委員さんからお話もございまして、底びきは千葉も茨城もどちらの代表でもあるので、どっちがどうだとは言えないけれども、少なくともバランスのとれた対応をしてほしいという御要望があった。それも事実です。その上でそのような方向になって、一歩踏み出そうという方向での話になったわけでありまして。昨日の経過をお話することになりましたけれども、その上で外記さん、ひとつここで何か御発言いただけませんか。

外記委員

大変な御苦勞をされていることについては私もよくわかります。ただ、部会長の今の質問に当てはまらない話だと思っておりますけれども、たまたま北、南というふうに部会の線が引いてありますが、その区域を超えて操業している人も結構おりますから、その辺は時間的な問題に縛られることも大事でしょうけれども、やはり十分納得した話の中でこの保護区を使っていたきたいというふうに要望したいと思っております。

千葉県でも確かに底びきが全くできない区域が結構ございます。これは自主協定でございまして、全国いろいろな県がありまして、釣りが主体の県、網が主体の県、釣りや網の両方の県といろいろありますけれども、千葉県はほとんど釣りが主体の県でございまして。したがって、釣りの漁業者の資源を大事にするというのは、本当に千葉県の場合は徹底しております。例えばキンメ漁業にしても、たしか3～4カ月は全く休漁して、キンメを大事にしている県でございまして。

したがって、この後茨城から宮城までの底びきの保護区の問題につきましては、千葉県も当然調整委員会の中でいろいろ相談することになるとは思いますけれども、基本的にそういう保護区をつくっていくことが必要ではないかと私個人としては考えておりますの

で、申し添えておきたいと思います。

澁川部会長

ありがとうございました。

水産庁佐藤室長、何かございますか。

佐藤資源管理推進室長

外記委員の御発言、大変ありがとうございます。実は私ども今回いろいろやってみて初めてわかったことがあります。反省しているんですが、なぜこの枠組みの中に千葉県を最初から入れなかったのかというところは、統計上の漁獲ウェイトを見て、これはウェイトが低いからいいであろうというふうに最初は判断したんですけれども、実はそれが間違っていたんです。船というのはどういうふうに動いているかということ。確かに対象魚種は獲っていないかもしれませんが、別の魚種が絡んでいるとか、そこまできちんと把握しないと最終的な規制措置の入り会い調整をやるときに、初めて関係してくることがわかったということになってしまいます。

もう一点は、同じ漁業者は同じものを獲っているときは、できるだけ一体的取り組みをやっていくということが大切です。これは逆の意味で、みんながやるんだったら自分たちもやるということになっていきます。結果として千葉県の地先にも同じ魚種がいるわけでございますので、そういう面からすると私どもは、今外記委員が前向きな発言をしていただいたので、千葉県地先に例えば同様な保護水域の検討ができないかどうかということは今後関係漁業者の方に働きかけていきたいと思います。それがもし実現しましたら、完全にこの回復計画は北部と南部の共管の計画となります。逆に言えば委員会の中で議論するのが効果的、効率的なものになるというふうに思います。

以上です。

外記委員

11 ページには青森から茨城まで6つの保護区がございますけれども、この中は茨城の北の保護区以外は全部、「左記の期間、海域での操業は行わない」というふうに明記されております。ただ、1カ所だけ6月以降スルメイカを獲ってもよいという表現がありますけれども、私はやはり、我が田に水引くわけではないけれども、千葉県の沖底から言わせますと、獲るなら両方とも獲る、獲らないなら両方とも獲らないというのが公平なやり方ではないかと思うんです。

したがいまして、冒頭に説明のありましたように、6月1日以降も本年は事情があって、この資源回復計画の保護区をスタートするけれども、できる限りこの北の海区についてもスルメイカを獲らないように指導するということを言われましたが、千葉と茨城の底びきの仲間同士ですから、ぜひともそういうふうにしてやっていただきたいということ要望として述べておきます。

澁川部会長

ありがとうございました。

外記委員の御発言は、しかと議事録に残ることになります。

議題4 その他

澁川部会長

それでは、時間が間もなく 12 時になろうとしておりますが、あと 2 つばかり残っております。先に進めさせていただきます。

以上の議題で資源回復計画についての協議事項は一応終了したわけではありますが、最後の議題であります「その他」でございますが、昨年 7 月 31 日に行われました第 3 回の太平洋南部会において、瀬戸内海広域漁業調整委員会が承認したサワラ瀬戸内海系群の資源回復計画に関する隣接海域でございますけれども、隣接海域における取り組みを瀬戸内海委員会と、それから関係海区の漁業調整委員会が連携して行っていくことという承認が得られております。この取り組みの進捗状況について、神戸から丹羽所長においていただいておりますので、説明を頂戴します。

丹羽所長

瀬戸内海漁業調整事務所の丹羽でございます。

資料 6 をご覧いただきたいと思っております。本件、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に係る隣接海域の取り組みについては、ただ今、会長の方からお話がありましたように、前年の 7 月 31 日、当部会で瀬戸内海広域漁業調整委員会が関係海区漁業調整委員会と連携して行っていくということの御承認をいただきました。また、そのときに決定された規制措置及び実施状況について本部会に報告することになっております。

したがいまして、現在の実施状況について御説明させていただきたいと思っております。

本部会の御承認のもとに、瀬戸内海広域漁業調整委員会の事務局であります瀬戸内海漁業調整事務所が中心となって、紀伊水道外域における取り組みについては、平成 14 年 11 月 25 日、和歌山県と徳島県の両海区漁業調整委員会によって、漁業法に基づく連合海区漁業調整委員会を設置していただきまして、瀬戸内海広域調委と連携をとりつつ、瀬戸内海に準じた規制を措置していくということで確認がとられております。

また、豊後水道については、サワラを目的とする漁業のあります宇和海について、瀬戸内海広域調委と連携をとりつつ、宇和海を管轄しております愛媛海区漁業調整委員会が同様な検討を行っているということでございます。

取り組みの方向性でございますが、瀬戸内海に準じた必要措置ということで、それぞれの海域、紀伊水道外域は紀伊水道と隣接しておりますし、宇和海については伊予灘と隣接しておりますので、これら海域と同等な措置となるように、平成 15 年度から漁業法 67 条第 1 項に基づく委員会指示をもって、この規制措置を担保していきたいと考えております。

具体的には紀伊水道外域については、対象漁業であるひき縄漁業等について、紀伊水道と同じく5月15日から6月20日を、サワラを目的とした操業を禁止とする委員会指示を発する予定でございます。宇和海については、さわら流し網漁業について、伊予灘と同じく5月1日から5月31日まで休漁とする措置を講ずる予定でございます。

ただ、宇和海については、伊予灘にないさごし・めじか流し網漁業というものがございまして、このメジカというのは標準和名でソウダガツオという魚種でございますが、そういった流し網漁業がございまして、この漁業につきましては、サワラの小さなものをサゴシと言うわけでございますが、その当該年度生まれのサゴシを保護するというので、そのサゴシが回遊する8月1日から9月30日について休漁するというので、委員会指示を行う予定でございます。

これら委員会指示につきましては、実は両漁業調整委員会がこの南部会の開催日程の関係でまだ開かれておりませんので、開いた上で決定していく段取りになっております。5月1日から先ほど言いましたように宇和海の規制を始めるということでございますので、この規制に間に合うように、それぞれの委員会指示について、4月までに発出するように現在準備中でございます。したがって、この発出を終え次第、先ほど申しましたようにこの南部会に報告することになっておりますので、瀬戸内海広域漁業調整委員会の会長名で、当部会に文書をもって正式に御報告を行いたいと考えております。

以上でございます。

澁川部会長

ありがとうございました。

関係県の徳島の井元委員、愛媛の林委員、今の所長の説明で何かございますか。

林穂積委員

その線で大体漁業者の調整も済んでおるそうでございます。次回の委員会で多分決定するようになります。

澁川部会長

ありがとうございます。

井元委員

今の説明のとおりなんですけど、こういうような方向で取り組みつつあるというのはそのとおりですが、それと同時に、私たちのところは紀伊水道外域ということで、和歌山さんと徳島。何でこれを言いたいかと言いますと、先ほど千葉県さんからもありましたように、禁漁区の設定というのは非常に大事です。それを何とかして広域で取り組めないか、それをぜひともお話ししたいと思います。

この外域というのは、私ども徳島県、特に牟岐町というのは高知県の方に近いので、サワラというのはほとんど関係ないんです。関係ないと言うとおかしいですが、全くと言ってもいいくらい獲れません。しかし、関係ないからということではなく、やはり外域も側

面から支援していった資源をみんな守ろうよという雰囲気、環境をぜひ整えていかなければいけないという意味で、外域も和歌山さんと協力しながら一生懸命やろうよということです。

千葉の委員さんのお話は、本当に私も身にしみまして。実は水産庁さんにはクレームというのではないんですが、獲る漁業というのを本当に私は実践してきました、獲ることによって栄えて、獲ることによって漁師というのは滅びるんだと、本当にしみじみ思っております。獲ることによって、世界中を回ってきました。ほとんど行ってきました。今マグロというのは本当にあわれで、私らが行ってたころは、マグロというのはこれぐらいいるのかなという感じだったんですが、今は世界中を回ってもほとんどいない。

そういうことをやってきて、それで今現場で獲り方が問題だから何とかせいと組合員に一生懸命いっているんですが、これは水産庁も同じ考え方で、今まで、獲れ獲れ、何でもかんでも獲れと言ったのが罰が当たって、今ちょっと獲り方を考えようやということに変わってきた。それはもう反省ですから大いに結構だと思います。ただ、私たち現場で見て、資源をこうやってやればもっといいのになんていうことを行政の人に言っても、なかなかそれが反映できない、してくれない。

これはどういうことかということ、具体的にはこれから多分回遊性の資源から今度は根づけ資源をどうするかという話がどんどん増えていくと思います。私のところはアワビが重要資源なんです、禁漁区で申しますと、牟岐でたとえ1カ所やってもだめなんです。アワビなどは産卵の浮遊卵がありまして、大体80時間ぐらい浮遊するんです。私のところでは種苗をどんどんつくってどんどん放流するから、まだほかよりかは少しましですが、自然を相手にしているところはそれをやらないものですから、浮遊卵が例えば海流の影響、あるいは風の影響等によって、自分のところがつくった卵が、よその隣の町へ向けて着床する可能性があるんです。ですから、禁漁区を関係する6町村、12漁協でつくってほしい、自分の区が一生懸命産卵した浮遊卵を隣の区に持って行かれたらたまらない。隣でもつくっていただいて、自分の区ももらうこともあるようにする。そういう意味でこの禁漁区というのは非常に大事なんです。

北の問題だけではなくて、ぜひとも太平洋全域に禁漁区の設定ということで、水産庁に音頭をとっていただいて、広げていただきたいというのが現場からの一つの要望です。

以上です。

澁川部会長

どうもありがとうございました。

井元委員には別途時間をとってたくさんお話を聞かせていただきたいという感じでございましたけど、時間が短くて申しわけございません。

ほかに質問ございますか。

ただいまの丹羽所長の説明によりますと、紀伊水道及び宇和海での取り組みに係る委員

会指示については、今年の4月ごろに、基本的には本日の説明内容、この後また正式な会合があるようでございますが、本日の説明内容で発出される予定ということでもあります。当部会に対する報告については、瀬戸内海広域漁調委の会長名の文書により行うということでもありますけれども、この形で問題ないですか。水産庁何かございますか。これは我々に形式を問うているのか。会長名の文書を頂戴すればいいのか。

丹羽所長

先ほど言いましたように、7月の決定で、規制及び実施状況について報告することになっておりますので、その規制措置内容については、少なくとも正式に御報告したいということでございます。

澁川部会長

それでは、お願い申し上げます。

それでは、ここで私の方から1件報告をさせていただきます。昨年9月の太平洋広域漁業調整委員会において鯨についての決議が行われました。最終的な案文については、会長一任となったわけではありますが、参考資料でお手元に行っていると思っておりますけれども、そのような形で若干御意見もあったので修正しております。これで水産庁に提出していることを御報告申し上げます。

ほかに本日の委員会で取り上げるべき事項はございますか。

楠調査企画係長

漁場資源課から一言お知らせいたします。

先ほどお手元にお配りしました資源調査に関する冊子についてなんですが、資源の調査については精度の向上を図ることも大事であります。私どもとしては、資源の情報を漁業者の方に正確に伝えていく、わかりやすく伝えていくことも一つの使命として、それに当たっているところでございます。

一昨年については、資源評価をホームページで公表しまして、昨年についてはTAC、TAE魚種の資源評価に関するパンフレットの作成もしております。現在、各地で実施されている説明会で漁業者の方にお配りしているところでございます。先ほど本城委員の方から質問のありました例えば産卵期ですとか、産卵場など、そういった生態のところの情報もあわせて資源量や漁獲量なども盛り込んだ形で、資源全体のイメージが持てるような工夫しているところでございます。

まだ始まったばかりで未熟なところもございます。そういったところを今後関係の委員の方々にもアドバイスいただきながら、よりいいものにつくり上げていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

澁川部会長

ありがとうございました。

ところで、今日は小松資源課長が見えておりますので、鯨類と漁業との競合についての

調査内容を、現在までの状況を御説明いただけるということでもあります。拝聴することにしてしまししょう。

小松漁場資源課長

こういう決議がせっかく出たものですから、それでは水産庁、日本国政府として、今どこまでやっているか、今後どういう予定なのかということをも簡潔に御説明申し上げたいと思います。

鯨類と魚類との競合については、ここにありますように世界の漁業生産量が大体 1 億 2,000 万トン、海域から 9,000 トンありますけれども、その 3 倍から 5 倍の 3 億から 5 億食べられています。北太平洋だけでも大体 8,000 万トンから 1 億 2,000 万トンぐらい食べられています。日本の近海でも大体 2,500 万トンから 3,000 万トンぐらいいくのではないかと思います。これは深海性のイカ、もちろんオキアミ類、カイアシ類など、そういうのも全部入れてのことです。

1994 年から北西太平洋で鯨類捕獲調査事業を実施しております。本当の目的は、ミンク鯨にはいろいろなグループがあるということを知りたいために出したんですが、1 つの目的で出してもつまらないので、胃の内容物の調査とあわせてやっています。商業捕鯨時代から、何を食べているかはわかっているんですが、何をどれだけ、どんな体長のものを食べているかというのは、母船上で誰もそういうデータをとらせることに協力してこなかったわけです。漁業をやっている皆さんもお心当たりのあるところだと思いますが、もう邪魔くさい邪魔くさいと言いまして、誰も協力しなくて、今になって困っているわけです。

この調査捕鯨では、いつ、どこで、どのくらいの大きさの魚を何匹、何トン食べているというのを全部調べている最中ございまして、最初 94 年から 6 力年はミンク鯨だけだったんですが、2000 年からはニタリとマッコウを追加しました。更に昨年度からはそれにイワシ鯨を追加して、沿岸で釧路の沖でございまして、ミンク鯨を更に 50 頭追加しております。

これでわかったことは、ミンク鯨はサンマ、スルメイカ、スケトウダラ、カタクチイワシ、オキアミなどいるもの何でも食べているということです。ミンクはどこへ行っても雑食性で、なおかつ沿岸性だということです。ですから、沿岸近くで操業する沖合漁業と食べているものが全く競合しております。

それから、ニタリ鯨はどちらかというところ少し沖合性でして暖海性ですが、オキアミとカタクチイワシを食べています。このカタクチイワシは確実に 100%カツオ漁と競合します。昔からニタリ鯨は、土佐の高知ではカツオ鯨と呼ばれてまして、カツオの魚群の中でよく見つかったということでもあります。

それから、イワシ鯨についてはサンマ、カタクチイワシ、オキアミ、カイアシ、コペポダを食べています。イワシ鯨自身はカタクチイワシをよく食べていたのでイワシ鯨、

またイワシの魚群が豊富なときはイワシを食べていたので、イワシ鯨と呼ばれておりますが、カイアシ類については、一方で北水研の方でサケ、マスの調査をやっていますが、イワシ鯨はアリューシャンのベーリング海まで入って行きますから、あそこで確実にサケ、マスの餌と競合しております。ですから、オキアミを食べている、コペポータを食べているからこれは関係ないという議論は非常に全体を見ない像でございまして、ことほどさように、すべての鯨が直接、間接に漁業に関係あるということです。

暫定的な計算値であります。ミンク鯨だけで食べているサンマの量が北海道のサンマの年間の漁業生産量、若干古い数字ですが、20万トンぐらいに上っております。それから、ミンク鯨の北海道道東沖で大陸棚斜面、道東の釧路の沖でスケトウダラ、大体30cmから45cmぐらいの3歳魚から6歳魚を結構多く食べておりまして、これが太平洋系統群のスケトウダラの資源評価にどういう影響を与えるのか。例えばミンク鯨を全部仮にそこで間引いた場合、どういうTACになるのか、またABCになるのかということを経験的に計算してみたいと思っています。太平洋全部でやろうと言ってもなかなかすぐにはできませんので、モデル自身は太平洋全部ですが、どこかやれるところから少しずつやっていきたいと思っております。

それから、マッコウ鯨は日本近海に大体10万頭以上いるんですが、生物量で約400万トンです。鯨は1日に体重の3%食べますから、365日で1000%、10倍なんです。だから、鯨は例えば5トンのミンク鯨だったら年間50トン食べるわけです。マッコウ鯨は400万トンですから、4,000万トン食べるということになります。これは深海性のイカとかを食べるのが日本近海では主ですが、耳石を見ますスケトウダラも結構食べています。アカイカを食べています。アリューシャンに行くと、鯨研の大隈先生の話だとキチジ、アカウオを食べています。ニュージーランドに行くとオレンジラーフィを食べている。それから、アイスランドではカラスガレイ、アカウオを食べておりまして、マッコウも決して漁業と競合しないという保証はないわけです。

ですから、こつこつとこういう研究を今続けております。魚を獲ることに限らず、鯨は四六時中海にいますから、皆さんより数倍努力量も多いし、休漁もしませんし、上手でございまして、こちらの方も影響を考えてみたい。よく環境団体などは、鯨がいるからイワシが減ったとどうして言うんだと、こういう声も聞きますけれども、減った減らないの以前に、例えばミンク鯨がいなければ、漁業調整とか生産調整は別にして、もっとサンマは獲れるはずなんです。もっとスケトウダラが獲れるはずなんです。そういう最低限の基本的な情報を出して行って、実際に鯨をどれだけコントロールするかという政策判断になるだろうと思うんですが、そういう情報を提供することが我々の目的であります。

それから、イワシが減ったのも、当時ピークには88年、91年にも道東沖のミンク鯨の胃の内容物はほぼ100%マイワシでした。今は入っていません。それはイワシがないからです。だから、環境団体が何を言おうと、いないものは食べていない。それがカタクチ

に変わっている、ほかのものに変わっているという状況です。だから、そういう年の推移も鯨の嗜好性とあわせて調査していきたいと。こつこつ、遅いんですけど、進めております。

以上でございます。

澁川部会長

貴重な話を聞かせていただきました。この後しっかり調査していただかないと、我々がこつこつと資源管理をやっているそばで鯨にごっそりもっていかれて、それで何をやっているかわからないという話では困るわけで、そういう意味からしますと、鯨の話は早く進めてもらわないといけないと思います。

さて、時間が経過してまいりました。最後に、次回の部会の開催日程について確認しておきたいと思っております。事務局からお願いします。

齋藤管理課課長補佐

本日説明した太平洋マサバ系群の資源回復計画の検討状況にもよりますが、検討の中で南部会としても何らかの対応をしていくことになると、北部会、南部会が一堂に会した太平洋委員会の開催が、マサバの資源回復計画の策定・公表前に必要になると考えております。現在のところは夏までにつくるということですので、夏ごろまでに太平洋委員会の開催の可能性があるということでございます。また、定例の部会としては、例年どおり本年の9月、もしくは10月ごろを目処としております。

以上です。

澁川部会長

ということではありますが、時期の調整は事務局と私の方で調整させていただきます。

ほかに何かございませんか。

ほかに御意見もないようですので、本日の委員会はこれで閉会したいと思います。委員の皆さん、御臨席の皆さんにおかれましては、長時間にわたり大変貴重な御意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の迫間委員さん、山本委員さん、後日事務局より議事録が送付されますので署名の方をよろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、第5回太平洋南部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会